

公立甲賀病院に就職をお考えの皆様へ 看護職員修学資金・奨学金貸付について

○是非、修学資金・奨学金制度を利用して公立甲賀病院での就職をお願いします。

○公立甲賀病院では看護師育成・養成のため、看護学校（大学）学生に対し、経済的に援助を行い安心して学校生活を送っていただけるよう修学資金・奨学金（毎月上限5万円）を貸し付けます（保健師、助産師も含みます）。

ただし、当院での採用を保障するものではありません（採用試験を受けて頂きます）。

また、採用試験の応募状況によっては年齢に制限が設けられる場合があります。

甲賀看護専門学校以外の学校であっても貸し付けを受けられます。

○一定期間当院で勤務すると、修学資金・奨学金の返還が免除となります

（例、3年間借りた場合、3年間の勤務で返還免除となります）。

当院に就職しない場合や早期に退職の場合はご返還頂きます。

○修学資金・奨学金貸付を申請する場合は、貸付申請書（保証人は別家計の2人を記入 例：父と叔父等）、在学証明書（甲賀看護専門学校の生徒は学生証のコピーで可）、振込口座届出票を公立甲賀病院の人事課までご提出下さい。

※必ず詳細を要綱で詳細を確認してから申請して下さい。

収入印紙は貸付金額によって異なります。（総貸与額100万以上の場合、2000円が必要）

○申し込み期間

令和8年4月1日から末日まで・・・5月から貸付開始となります。

※毎月21日に指定口座に振り込みいたします。

※5月から貸付開始の場合、初回に4月分を合わせた金額を振り込みいたします。

※5月以降もしばらくは随時受付いたします。

○貸与開始まで

応募書類提出→修学資金貸与決定通知送付・修学資金貸借契約書の取り交し→貸与開始



学びたい気持ちを応援します！

お問い合わせ

地方独立行政法人公立甲賀病院

人事課 立岡（タツオカ）

TEL：0748-65-1608